

青梅市自治会連合会と青梅市との
連携基本協定書

平成29年1月19日

青 梅 市
青梅市自治会連合会

青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定書

自治会は、民主的な運営のもとに自主的に活動する団体として、地域住民の福祉の増進および連帯意識の高揚に大きく寄与するとともに、行政と協働して地域の課題等に取り組み、安全・安心かつ快適な地域コミュニティの形成に貢献してきました。

しかし、近年、少子高齢化や核家族化の進行、また、人々の価値観やライフスタイルの多様化とも相まって、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

青梅市内の自治会をもって組織する青梅市自治会連合会(以下「連合会」といいます。)と青梅市(以下「市」といいます。)は、これまで長年におたり協力関係を積み重ねてきましたが、こうした社会情勢および地域社会の変化に対応していくためには、両者の更なる連携強化が求められています。

このため、連合会と市は、次のとおり協定を締結し、住民が共に支え合い、人と人との絆きずなが実感できるまちづくりを進める上でのパートナーとして、協働による取組を推進していきます。

(趣旨)

第1条 この協定は、連合会および市の連携強化に向けた基本的な事項について定めるとともに、連合会および市の協働による取組の指針を定めるものとしします。

(連携強化のための基本原則)

第2条 連合会および市は、次に掲げる事項を基本原則として、連携強化を図ります。

- (1) 市民主体のまちづくりを推進する上で必要となる協働による取組の内容を明確にし、共有すること。
- (2) 相互の合意によりそれぞれの役割について明確にし、活動の場における対等な協力関係を形成すること。

(協働による取組)

第3条 連合会および市は、協働により次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) 地域における防災活動の推進に関すること。

- (2) 地域における防犯および交通安全活動の推進に関すること。
 - (3) 地域における福祉活動の推進に関すること。
 - (4) 地域における環境美化活動の推進に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の安全・安心かつ快適な生活に資するものとして連合会および市が必要と認める事項に関すること。
- 2 連合会および市は、前項の取組を進めるため、自治会の役割やその活動を広く市民に周知するとともに、自治会への加入促進について取り組みます。

(それぞれの役割)

第4条 連合会および市は、次の役割分担にもとづき、協働による取組を進めます。

(1) 連合会の役割

- ア 地域の課題解決および地域の活性化に向けた各自治会の自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進めます。
- イ 各地域の自治会の意見を踏まえて、市域全体での自治会加入促進等、自治会活性化に向けた取組を進めます。
- ウ 市が実施する地域施策について、市の求めに応じて、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画し、必要な協力を行います。
- エ 地域の意見を集約し、市に対し必要な提言を行います。

(2) 市の役割

- ア 地域の課題解決および活性化に向けた各地域の自治会の自主的・自立的な活動に対する積極的な支援および活動の基盤整備に努めます。
- イ 市域全体での自治会加入促進等、自治会活性化に向けた連合会の取組に対する積極的な支援に努めます。
- ウ 市が実施する地域施策について、自治会が事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画できるように、環境づくりに努めます。
- エ 地域の課題解決および活性化の観点から、連合会からの提言を施策に反映するよう努めます。

(定期的な情報交換)

第5条 連合会および市は、この協定にもとづく相互の連携強化および協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換を実施します。
(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、協定の趣旨にもとづき、連合会および市が協議の上、定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が署名押印の上、各自がその1通を保有します。

平成29年1月19日

青梅市自治会連合会

代表者 会長

高橋



青梅市

代表者 青梅市長

浜中啓一

